

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一・十二条に基づく日本国政府とオーストラリア政府との間の実施取極

## 目次

### 前文

### 第一章 総則

第一・一条 適用範囲及び基本協定との関係

### 第二章 原産地規則

第二・一条 原産地証明書の発給

第二・二条 修正

第二・三条 原産地に関する証拠書類の言語

第二・四条 積送

第二・五条 軽微な誤り

第二・六条 原産品であることについての確認における連絡

### 第三章 税関手続

第三・一条 相互支援

第三・二条 情報通信技術

第三・三条 危険度に応じた管理手法

第三・四条 事前教示

第三・五条 不法な取引の取締り

第三・六条 知的財産権

第三・七条 情報の交換及び秘密性

### 第四章 最終規定

第四・一条 実施

第四・二条 効力発生

第四・三条 改正

## 前文

日本国政府及びオーストラリア政府（以下「両締約国政府」という。）は、  
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「基本協定」という。）  
（総則―実施取極）の規定に従って、  
次のとおり協定した。

## 第一章 総則

### 第一・一条 適用範囲及び基本協定との関係

- 1 この取極は、基本協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める。
- 2 この取極に別段の定めがある場合を除くほか、基本協定において定める定義は、この取極について準用する。
- 3 基本協定第十九章（紛争解決）の規定は、この取極の規定の実施、解釈又は適用に関する両締約国政府間の紛争の解決について準用する。

## 第二章 原産地規則

## 第二・一条 原産地証明書の発給

1 輸出締約国政府の権限を与えられた機関又は他の発給機関の代表者による原産地証明書への署名は、自筆のもの又は電子的に印刷されたものとする。権限を与えられた機関又は他の発給機関の公の印章についても、電子的に印刷されたものとすることができる。

2 原産地証明書は、原則として、船積みの時までには発給する。

3 原産地証明書が船積みの時までには発給されなかった例外的な場合において、輸出者又は生産者の要請があったときは、輸出締約国政府の国内法令に従って原産地証明書を船積みの日から十二箇月以内に遡及して発給することができる。この場合には、当該原産地証明書の関連する欄に「ISSUED RETROSPECTIVELY」と記載しなければならない。遡及して発給された原産地証明書は、その関連する欄に船積みの日を記載する。

4 遡及して発給された原産地証明書は、船積みの日から一年間有効なものとする。

5 輸出者、生産者又はそれらの者の権限を与えられた代理人は、発給された原産地証明書がその有効期間の満了前に盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、輸出締約国政府の権限を与えられた機関又は

他の発給機関に対し、当該権限を与えられた機関又は他の発給機関が保有する文書に基づいて当該原産地証明書の再発給として新たな原産地証明書を発給するよう要請することができる。このような方法によって発給される原産地証明書については、当該原産地証明書の関連する欄に「DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER [DATED]」の文言を記載する。当初の原産地証明書の発給日については、新たな原産地証明書に記載する。当該新たな原産地証明書については、当該当初の原産地証明書の有効期間中は有効なものとする。

## 第二・二条 修正

1 原産地に関する証拠書類に不正確な情報が含まれている場合には、

(a) 輸出者、生産者又はそれらの者の権限を与えられた代理人は、新たな原産地証明書の発給及び当初の原産地証明書を無効とすることを申請することができる。

(b) 輸入者、輸出者又は生産者は、新たな原産地証明文書を作成し、当初の原産地証明文書を撤回することができるとができる。

2 1(a)の規定にかかわらず、輸出締約国政府の権限を与えられた機関又は他の発給機関は、新たな原産地

証明書の発給申請に応じて又は自己の発意により、誤りを抹消し、及び必要な加筆をすることにより、原産地証明書を修正することができる。その修正は、輸出締約国政府の権限を与えられた機関又は他の発給機関の公認された署名及び公の印章により認証される。

3 発給された原産地証明書に関し、2に規定するものを除くほか、消去、重複した記載及び修正は、認めない。

#### 第二・三条 原産地に関する証拠書類の言語

1 原産地に関する証拠書類は、英語により作成する。

2 1の規定にかかわらず、日本国への輸入については、輸入者は、原産地証明文書を日本語により作成することができる。

#### 第二・四条 積送

基本協定第三・八条（原産地規則―積送）(a)の規定の適用上、輸入者は、製品の再こん包、ラベルの貼替え又は分割を行う場合には、輸入締約国政府の税関当局の要請に基づき、その作業が行われた後の積送される貨物の状態に合致する原産地に関する証拠書類を提供する。

## 第二・五条 軽微な誤り

輸入締約国政府の税関当局は、軽微な誤り（例えば、軽微な表現の相違若しくは語句の欠落、タイプの誤り又は指定された欄からのみ出し）を考慮しないものとする。ただし、当該軽微な誤りが原産地に関する証拠書類に含まれる情報の正確性に疑いを生じさせるようなものではないことを条件とする。

## 第二・六条 原産品であることについての確認における連絡

1 基本協定第三・二十一条（原産地規則―原産品であることについての確認）及び第三・二十二条（原産地規則―原産品であるか否かについての確認のための訪問）の規定の適用上、輸入締約国政府の税関当局と輸出者、生産者又は輸出締約国政府の権限を与えられた機関若しくは税関当局との間の連絡は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、外交上の経路を通じて行う。

2 1の規定にかかわらず、基本協定第三・二十一条（原産地規則―原産品であることについての確認）及び第三・二十二条（原産地規則―原産品であるか否かについての確認のための訪問）の規定の適用上、輸入締約国政府の税関当局は、輸出締約国政府の権限を与えられた機関又は税関当局及び原産地証明書の発給を申請し、又は原産地証明文書を作成した輸出者又は生産者と、1に規定する連絡と併せて、いずれか

の方法（受領を確認することのできるものに限る。）により連絡することができる。

3 1及び2の規定にかかわらず、オーストラリアの税関当局は、日本国において発給された原産地証明書が真正なものであることを確認するため、日本国の経済産業省が提供する経済連携協定に基づく原産地証明書情報参照システムを利用することができる。

4 基本協定第三・二十一条（原産地規則―原産品であることについての確認）及び第三・二十二条（原産地規則―原産品であるか否かについての確認のための訪問）の規定に基づく両締約国政府間の連絡に使用される言語は、英語とする。

### 第三章 税関手続

#### 第三・一条 相互支援

1 両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保するため、並びに関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、並びにこれらに対応するため、各締約国政府の税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で、両締約国政府の税関当局を通じて相互に支援する。

2 両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、両締約国政府の税関当局を通じて、研究、開発及び試験で

あつて、新たな税関手続並びに取締りのための新たな装置及び技術に関するもの、税関職員の訓練活動並びに税関当局間の人的交流の分野において協力する。

### 第三・二条 情報通信技術

1 両締約国政府の税関当局は、その税関手続における情報通信技術の利用（両税関当局間において可能な電子データの交換を含む。）を促進するため、関税協力理事会、国際標準化機構、貿易手続簡易化及び電子ビジネスのための国際連合センターその他の国際機関又は国際的な場の下で作成される国際的な標準又は手法を考慮して、協同の努力を払う。

2 両締約国政府の税関当局は、税関手続を改善するため、情報通信技術の利用に関する情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

3 両締約国政府の税関当局による個別の情報通信技術の導入及び強化については、最大限可能な範囲で、関係当事者が表明する見解を考慮して行う。

### 第三・三条 危険度に応じた管理手法

1 日本国とオーストラリアとの間で取引される物品の通関を容易にするため、両締約国政府の税関当局

は、引き続き危険度に応じた管理手法を用い、及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進する。

2 両締約国政府の税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関して情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

### 第三・四条 事前教示

1 基本協定第四・五条（税関手続―事前教示）2の規定の適用上、事前の教示に係る手続は、次のことを確保するものとする。

- (a) 事前の教示の申請に係る要件（提供する情報及び申請の様式を含む。）が公に利用可能であること。
- (b) 輸入締約国政府の税関当局が、事前の教示の申請を評価する過程において、いつでも、その評価に必要と認められる情報を提供するように申請者に要請することができること。
- (c) 事前の教示が、申請者が提示する事実及び状況並びに事前の教示について責任を有する税関職員が保有するその他の関連情報に基づくものであること。
- (d) 輸入締約国政府の税関当局が、全ての必要な情報を伴った申請を受領した日から三十日以内（関税評

価に係るものについては九十日以内)に事前の教示を行うよう努めること及び当該三十日又は当該九十日の期間内に事前の教示を行うことができない場合には申請者に対しその旨の通報を行うこと。

(e) 事前の教示が、書面により行われ、かつ、当該教示の理由を含むこと。

(f) 事前の教示を使用する条件(その有効期間等)について定めること。

2 基本協定第四・五条(税関手続―事前教示) 4の規定の適用上、輸入締約国政府の税関当局は、次の場合には、既に行われた事前の教示を修正し、又は撤回することができる。

(a) 当該事前の教示が誤った事実に基づいて行われた場合又は当該事前の教示の申請者が全ての関連する情報の提供を行わなかった場合

(b) 当該事前の教示がその根拠とした法令、事実又は状況に変更が生じた場合

(c) 当該事前の教示が行われた後に、当該事前の教示に影響を及ぼす基本協定又はこの取極の改正が行われた場合

(d) 当該事前の教示が行われた後に、事前の教示に関する手続につき、当該事前の教示に影響を及ぼす変更が生じた場合。ただし、当該変更が基本協定及びこの取極の規定(特に1に規定する要件)に反しな

い場合に限る。

(e) 輸入締約国政府の税関当局が、当該事前の教示を修正し、又は撤回するに足りる他の合理的な理由を有する場合

### 第三・五条 不法な取引の取締り

1 両締約国政府は、各締約国政府の税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で、次の事項の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

(a) 不正な薬物その他の禁制品の取引

(b) 規制物品の不法な取引

2 両締約国政府は、不正な薬物その他の禁制品の取引への対応のため、関税協力理事会の下での地域的な協力を促進するよう努める。

### 第三・六条 知的財産権

両締約国政府の税関当局は、それぞれの権限及び利用可能な資源の範囲内で、基本協定第十六・十八条（知的財産―国境措置に係る権利行使）の規定に基づく国境措置の適用に当たり、協力し、及び情報を交換

する。

### 第三・七条 情報の交換及び秘密性

1 いずれの締約国政府も、自国の関税法令に従って当該締約国政府の税関当局の職務を遂行する場合又は情報を提供した税関当局の同意がある場合を除くほか、この章の規定に従って提供される情報を使用し、又は開示してはならない。

2 一方の締約国政府は、秘密性の保持又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

3 情報を要請する一方の締約国政府は、同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずることができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請に応ずるか否かについては、当該他方の締約国政府の裁量に委ねられる。

4 この章の規定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供される情報については、当該他方の締約国政府は、裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

ただし、当該他方の締約国政府が当該情報を提供した税関当局の書面による事前の同意を得ている場合は、この限りでない。

5 4の規定は、一方の締約国政府が、外交上の経路又は他方の締約国政府の国内法令に従って設けられたその他の経路を通じて、4に規定する情報に係る要請を、当該他方の締約国政府に提出することを妨げるものではない。

6 この条の規定は、情報を入手した税関当局が属する締約国政府の国内法令により必要とされる限度において、この章の規定に従って提供された情報が使用され、又は開示されることを妨げるものではない。当該税関当局は、可能な限り、情報を提供した税関当局に対し、その開示について事前に通報する。

7 両締約国政府は、次の場合には、この章の規定に従って情報を提供することを拒否することができる。

- (a) 自国の主権、公の秩序、安全その他の重大な利益を害するおそれがある場合
- (b) 正当な産業上、商業上若しくは職業上の利益に反し、又は当該利益を害することとなる場合
- (c) 被要請締約国政府の国内法令に反する場合
- (d) 法令の実施を妨げる場合

## 第四章 最終規定

### 第四・一条 実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及び両締約国において効力を有する国内法令に従い、実施される。

### 第四・二条 効力発生

この取極は、基本協定の効力発生時に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。

### 第四・三条 改正

この取極は、両締約国政府の書面による合意により改正することができる。両締約国政府は、いずれかの締約国政府の要請に基づき、この取極の改正について相互に協議する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千十四年七月八日にキャンベラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

安倍晋三

オーストラリア政府のために

トニー・アボット